

沼津市立病院売店等運営事業者選定に係るプロポーザル 参加要領

1 目的・趣旨

当院では、患者、家族、お見舞いの方、病院職員等の利便性と快適性向上を目的として売店等の充実を図るため運営事業者の選定を行うものである。

業務の実施に当たっては、取扱商品や販売スペースだけではなく、患者、家族、お見舞いの方用及び病院職員用のイートインスペース、中庭も含めた総合的なスペースの利活用及び入院時必需品レンタルサービス等の各種サービスの充実による、院内利便性の最大化を実現するような提案を求める。また、健常者だけではなく、身体の不自由な方にも配慮した売店運営のノウハウを持った運営事業者の専門的な知識が必要となるため、プロポーザル方式（※）により契約候補者を選定する。

この要領は、「沼津市立病院売店等運営事業者選定に係るプロポーザル」の実施及び参加方法について、必要な事項を定めるものである。

※ もっとも優れた提案をした者を本要領に従い契約候補者として選定し、契約候補者の提案内容を踏まえた仕様書を別途調整の上、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号による随意契約を締結するものである。

2 契約の概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 業 務 名 | 沼津市立病院売店等運営事業者選定 |
| (2) 業務内容 | 別紙「沼津市立病院売店等運営事業者選定公募仕様書（以下「公募仕様書」という。）」のとおり |
| (3) 貸付場所 | 沼津市立病院 1階の一部（面積：253.51㎡）
4階の一部（面積：16.44㎡）
中庭（面積：379㎡（全体432㎡））
平面図（公募仕様書図1及び図2）のとおり |
| (4) 貸 付 料 | 別紙「公募仕様書」のとおり |
| (5) 履行期間 | 令和9年4月1日から令和14年3月31日まで |

3 問い合わせ・書類提出先

沼津市立病院 病院管理課（〒410-0302 静岡県沼津市東椎路字春ノ木 550番地）

担当 企画係 前原・小澤

電話 055-924-5100 E-mail byoin-so@city.numazu.lg.jp

4 参加資格要件

次の(1)～(9)のいずれかに該当する者は、本プロポーザルに参加する資格を有しない。

なお、契約候補者の決定後契約締結までの間に、以下の項目に該当した場合は契約候補者の決定を取り消すことがある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）
- (3) 沼津市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者
- (4) 沼津市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者
- (5) 国税及び沼津市税の滞納がある者
- (6) 過去5年以内に300床以上の規模の病院（官民不問）において、売店運営事業を履行した実績を有しない者
- (7) 本プロポーザルに係る説明会に参加できない者
- (8) 応募者（当院との契約者）がフランチャイズ本部の場合は、運営事業者を明確にすること

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める者

なお、2つ以上の事業者が共同事業者を結成して参加する場合は、共同事業者各構成員が上記(1)～(9)に該当せず、かつ以下の要件を満たす者が本プロポーザルに参加する資格を有する。ただし、(6)については、構成員のいずれかが該当する実績を有していれば良い。

- ① 構成員は、共同事業者の代表者となる事業者を決め、代表者は、全体の意思決定、管理運営等に全ての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。
- ② 参加申請以後における、代表者及び構成員の変更は原則として認めない。
- ③ 代表者とならない構成員にあっては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
- ④ 参加申請時に共同事業者の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、構成員の役割分担が詳細かつ明確に記載されていること。
- ⑤ 各構成員は、複数の共同事業者の構成員となることはできない。

5 契約候補者選定スケジュール

No	内容	期間
1	募集開始	令和8年9月1日（火） ホームページ掲載
2	質問受付	令和8年9月2日（水）～9月17日（木） 17時までに電子メールにて
3	現地説明会参加申込期間	令和8年9月10日（木） 17時までに電子メールにて
4	現地説明会	令和8年9月11日（金） 15時から
5	質問回答	令和8年9月25日（金） 17時までにホームページに掲載
6	プロポーザル参加申込期間	令和8年10月5日（月） 17時まで（必着）
7	プロポーザル参加承認及び選考会当日案内の通知	令和8年10月9日（金） 17時までに電子メールにて
8	企画提案書等の提出	参加承認日～令和8年10月22日（木） 17時まで（必着）
9	選考会	令和8年11月4日（水）
10	選定結果の通知	令和8年11月中旬 予定
11	契約締結	令和9年3月中 予定

6 質問受付・回答

(1) 質問方法

本業務の内容等についての質問は、質問受付期間中に「質問票」により電子メールにて提出する。会社名、担当者名、電子メールアドレス、電話番号を記載すること。また、メール送信後、質問を送付した旨の連絡を電話にて伝えること。

質問提出先は「3 問い合わせ・書類提出先」のとおり。

なお、プロポーザル実施手順等についての質問は随時電話等で受け付ける。

(2) 回答方法

業務の内容等に関する質問については、質問者匿名にて当院ホームページ上で回答を掲載する。

7 現地説明会について

現地説明を希望する事業者に対して、説明会を以下とおり実施する。

- (1) 実施日 令和8年9月11日（金） 15時から
- (2) 実施場所 院内売店施設及び中庭
- (3) 集合場所 夜間出入口守衛室前
- (4) 参加人数 2人まで
- (5) 申込期限 令和8年9月10日（木） 17時
- (6) 申込方法

希望者は、申込期限までに電子メールにて「3 問い合わせ・書類提出先」に「現地説明会参加申込書様式4」を提出すること。

- (7) 持ち物 参加要領、平面図
- (8) その他

現地説明会への参加は必須ではないが、不参加による不知不明を理由として不服申し立ては一切認めない。

8 プロポーザルへの参加申込

次に掲げる書類をプロポーザル参加申込の期間中に「3 問い合わせ・書類提出先」へ提出（郵送可）すること。ただし、沼津市入札参加資格者名簿に登録されている事業者は、No.4～9の提出は不要である。また、コンソーシアムで提案する場合は、構成する全ての事業者のNo.1～9に加え、No.10及びNo.11についても提出すること。

なお、参加申込後、参加を取りやめる場合は企画提案書等の提出期限までに「参加辞退届」様式3を提出すること。辞退しても今後不利な扱いを受けることはない。

No	書類名	部数	備考
1	参加申込書（様式1）	1部	
2	同種業務実績表（様式2）	1部	記載した業務のうち一つは内容が確認できる資料（契約書・仕様書等の写し）を添付。
3	会社概要	1部	様式は任意だが1種類とする。 パンフレット等でも可。
4	暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書（様式5）	1部	
5	登記簿謄本等 <法人登記をしている事業者> 履歴事項全部証明書 <個人事業者> 代表者身分証明書	1部	申込日から3か月以内に発行されたもの。
6	財務諸表 <法人登記をしている事業者> 貸借対照表 損益計算書 <個人事業者> 青色申告書又は確定申告書	1部	直近事業年度のもの。
7	沼津市納税証明書 <法人登記をしている事業者> 法人市民税納税証明書 （最新事業年度のもの） <個人事業者> 市県民税納税証明書 （最新のもの） <法人・個人 共通> 固定資産税納税証明書 （最新のもの）	各1部	課税があるものについて提出。 沼津市内に本社又は営業所のない事業者は提出不要。 申込日から3か月以内に発行されたもの。

No	書類名	部数	備考
8	国税納税証明書 （「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について）	1 部	申込日から3か月以内に発行されたもの。
	＜法人登記をしている事業者＞ 「その3」又は「その3の3」		
	＜個人事業者＞ 「その3」又は「その3の2」		
9	使用印鑑届兼委任状（様式6）	1 部	参加申込から請求まで使用する印鑑を押印。 社印（角印）は任意だが、代表者印（丸印）の押印は必須とする。 参加申込から請求までを、本社ではなく支店や営業所に委任する場合は、「営業所等に事務を委任する場合」の記入を必須とする。
10	共同事業者協定書（様式自由）	1 部	共同事業者を結成した場合必須。
11	代表者への代表権委任状（様式自由）	1 部	

※なお、No.5、6、7、8、10については、写しの提出を可とする。

9 プロポーザルへの参加承認及び選考会当日案内の通知

参加申込書類の確認後、プロポーザル参加の認否を電子メールにて通知する。参加を承認した事業者には選考会の当日案内も併せて通知する。

なお、申込書類を提出したにもかかわらずプロポーザル参加承認の通知期限までに認否の連絡がない場合は、通知期限日の17時までに「3 問い合わせ・書類提出先」へ電話で問い合わせること。

また、参加不承認の場合は、当院にその理由の説明を求めることができる。

10 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

以下の書類を企画提案書等の提出期間中に「3 問い合わせ・書類提出先」へ提出（郵送可）する。

- ① 企画提案書提出届（**様式7**）※裏面に提案の概要を記載すること
- ② 企画提案書（様式自由。ただし、次のアからカまでは必須記載事項。）
 - ア 店舗の運営方針・実施計画（災害時等の協力体制及び事業継続体制等）
 - イ 店舗レイアウト・デザイン（平面図・パース図等で視覚的に確認できるもの）
 - ウ 取扱商品・サービスの内容（主な販売商品・商品構成割合・参考価格、取扱いサービス）
 - エ 貸付料（売店等のその月の売上金額に乗じる貸付料率：ただし5%を下限とする）
 - オ 開店までに要する期間（工事期間）とその間の対応
 - カ 自由提案（閉店時間（営業時間）・中庭スペースの利活用等）

③ 実施体制調書（**様式8**）

(2) 企画提案書等の規格（不備がある場合は、一切受け付けない。）

企画提案書等の提出書類は以下の点に注意し作成すること。

- ① 別添公募仕様書を参考に作成すること
- ② 「(1) 提出書類」のうち、②及び③についてはすべて自社名を入れず（入っている場合は受け付けない）、参加承認通知に記載した各参加者へ割り振ったアルファベットを各書類の1ページ目の右上に挿入すること。
- ③ 「(1) 提出書類」は、日本工業規格A4で作成する。このうち、②及び③については左綴じしたものを1部とし、これを7部提出する。A4以外のサイズを用いる場合はA4サイズに折りたたむこと。

(3) その他、注意事項

- ① 企画提案書は実施体制調書、店舗デザイン・レイアウトを除き10ページ以内で作成すること。
- ② 見やすいもの、分かりやすいものとする。具体的に説明し、手順等を簡単なフローなどで示すこと。
- ③ 本要領に示す業務の目的・趣旨を達成するため、可能な限りの提案をすること。また、本件の運営事業者選定においてプロポーザルを採用する点に鑑み、業務概要に示す当院の要求事項にとらわれず、参加事業者の専門性を生かした指摘や提案に努めること。
- ④ 提出書類に不備がある場合は、訂正を求めることがある。その場合、提出期限までに訂正がなければ失格とする。なお、提案内容については、提出後の修正や追加は一切認めない。

11 提案する内容

別紙「公募仕様書」に従い提案を行うこと。

12 選考

(1) 選考方法

企画提案書等提出書類及びプレゼンテーションの内容を基に、「沼津市立病院売店等運営事業者選定委員会」において総合的に評価を行い、得点の総計が最も高い提案をした者を運営事業者として選定する。ただし、各選定委員の評価点を合計し、選定委員数で除した平均点が60点を超える者がいなかった場合は、運営事業者を選定しない。

なお、得点の総計が最も高い提案をした者が2者以上いる場合には、別表「評価項目」のうち、「1 店舗の運営方針・実施計画」に係る評価点の合計が高い者を選定する。

それでもなお同点の者がいる場合は、くじ引きにて契約候補者を決定する。該当者がくじ引き会場にいない場合は、その者に代わり本プロポーザルに関係のない市職員がくじを引き契約候補者を決定するものとする。

(2) 選考会（プレゼンテーション）

① 開催日 令和8年11月4日（水）

② 開催方法等

- ・発表時間等は1参加者につきプレゼンテーション 20 分以内、質疑応答10分以内を予定している。
- ・時間及び当日の注意事項等は参加承認の通知と併せて通知する。
- ・プレゼンテーションにスライドを使用する場合は、参加申込の際に申し出ること。また、パソコンは各自で用意すること。なお、プロジェクタ・スクリーンは市で用意する。
- ・プレゼンテーションの際には、自社名を明かしてはならない。

(3) 評価項目

別表「評価項目」のとおり。

13 選考結果の通知

選定後、速やかにホームページ上及び電子メールにて結果を公表通知する。

なお、参加者自身の評価については、契約締結後、当院にその理由の説明を求めることができる。

14 失格要件

次の各号のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 企画提案書等の提出期間中に提出しなかったとき
- (2) 「4 参加資格要件」の各号のいずれかに該当したとき
- (3) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと当院が認めたとき

- (5) プレゼンテーションにおいて虚偽の説明をしたとき
- (6) プレゼンテーションの指定時間に来場しなかったとき

15 契 約

当院は契約候補者と協議し、契約候補者が提案した内容を反映した仕様書を調整のうえ、契約を締結し、すみやかに契約結果を当院ホームページ上で公表する。なお、本プロポーザルは参加事業者の企画力、提案力、業務遂行能力などを審査するものであるから、仕様については契約候補者の提案をもとに契約時に再度精査するものとする。

ただし、選定された事業者が「14 参加者の失格」の各号のいずれかに該当したときは、契約候補者の決定を取り消すことがある。なお、この場合は次順位の者と協議するものとする。

なお、契約書は、沼津市ホームページに掲載してある「沼津市業務委託契約約款」を含めるので、事前に確認をしておくこと。

(ホームページ > 事業者のみなさんへ > 契約・検査 > 物品・役務（建設工事関連業務以外） > 「沼津市業務委託契約約款（PDF）」)

16 運営事業者選定後

運営事業者は、当院との協議のもと、速やかに実施計画書（実施体制、連絡体制、工程など）を作成し、当院の承認を得ること。

17 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類の著作権は参加者に帰属する。ただし、当院が本件の報告、説明、公表等のために必要な場合は提出書類の内容を無償で利用できるものとする。
- (2) 本案件に係る情報公開請求があった場合、提案内容やノウハウ及び提案への評価に関する部分を除き、沼津市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合があるものとする。
- (3) 提出書類は一切返却しない。

18 その他

- (1) 本件に係る契約締結までに要する費用は、原則全て参加者の負担とする。
- (2) 施設の根幹に関わる改修については、双方協議の上決定する。
- (3) 提出書類における記名・押印は、すべて沼津市競争入札参加資格者名簿（業人名簿）に登録のある者については登録のとおりとする。登録のない者については、契約の権限を有する代表者名を記名し、参加申込時に提出する使用印鑑届と同じ印鑑で押印するものとする。ただし、「8 No.4暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書、No.9使用印鑑届兼委任状」については、法人（本社）代表者実印の押印を必須とする。

別表 評価項目

区分			
評価項目		評価基準	配点
1	店舗の運営方針 ・実施計画	・運営方針、人員配置 ・安全管理、衛生管理、廃棄物処理 ・従業員の教育体制、要望や苦情への対応 ・災害・非常時等の協力体制及び業務継続体制	20
2	店舗等のレイアウト・デザイン	店舗、患者・職員用イートインスペース、中庭等のレイアウト、デザイン	15
3	取扱商品・サービスの内容	・取り扱う商品の種類、構成割合、品質、金額 ・取り扱うサービスの種類、内容、金額	15
4	貸付料	売店等のその月の売上金額に乗じる貸付料率 (5%を下限とした提案を求めるものとし、最高料率を20点、最低料率を1点として、その間の者は変化率で配点する。)	20
5	スケジュール	開店までに要する期間とその間の対応	10
6	自由提案	・営業時間に関すること 閉店時間（営業時間）とその運営方法 患者、家族、お見舞いの方、病院職員等に対する利便性向上の工夫	10
		その他仕様に定めるサービス以外で利用者の利便性向上のために事業者の自由提案により実施するサービスの評価	10
合 計（評価点）			100

- ・ただし、各選定委員の評価点を合計し、選定委員数で除した平均点が60点を超える者がいなかった場合は、契約候補者を選定しない。
- ・1、2、3、5及び6については選定委員が各項目について5段階で採点する。
- ・4については、選定委員による評価ではなく、基準上の自動配点とする。

图1



 ...中庭
 ...売店本体
 ...職員休憩所
 ...イートイン

422.5.26 資料保存法―米果類貯蔵法、米果類貯蔵法―資料保存法
422.5.31 乾果類貯蔵法k14.、貯蔵法―乾果類貯蔵法k14.1 糖漬
422.12.28 保存方法―保存方法―保存法
421.2.28 酒、米酒類貯蔵法k14.と糟作業者からの出入り口下を片側戸から引き戸に変更、糟作業者パースィションで閉鎖し
424. 漬物類 漬物類と糟 糟類貯蔵法 漬物類貯蔵法の97.79、貯蔵法、5116-9、216.4-9を多角形、縦横断面積、造庫、814-9を
424. 漬物類 漬物類と糟 糟類貯蔵法、糟類貯蔵法

注册编号	注册名称 天津市立医院			性质
注册类别	1 临床类			备注 1-2010-0421
名称	地址	代码	代码	注册编号
			20102 01	

図2

